

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年2月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年12月24日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

1 相手方

足立区鹿浜在住者

2 訴えの要旨

足立区は、平成21年11月6日に自動車の衝突により鹿浜センターの窓等を破損させた相手方に対し、損害賠償金1,694,490円及びこれに対する遅延損害金並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。